

第7回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和5年12月27日（水曜日） 開始 13:00 終了 15:00

会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 11名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 19番 松田 富夫 （4番欠番）
2番（会長代理） 奥村 千扶子 12番 野邊 康德 20番 島田 正弘
3番 田中 達成 13番 堀口 宗幸 25番 廣見 安彦
5番 森 通弘 14番 松本 壽利

欠席農業委員 2名 11番 安永 博行、23番 上村 眞司

出席推進委員 13名

7番 谷口 昭 15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸
8番 武田 秀俊 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博
9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅

欠席推進委員 0名

議事録署名委員 5番 森 通弘、6番 牧野 菜那

議事日程 第1 報 告（解約） 農地法第18条第6項の規定による届出について
第2 議案第 40号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3 議案第 41号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第4 議案第 42号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第5 議案第 43号 非農地証明願いについて
第6 議案第 44号 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第7 議案第 45号 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
第8 議案第 46号 農用地利用集積等促進計画の要請について（新規）
第9 議案第 47号 農用地利用集積等促進計画の要請について（再配分）

出席事務局 5名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一
調整係長 内田 葵 主任主事 日高 俊太郎 主 事 野邊 恵利菜

議長（1番）

ただいまから、第7回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は、11番委員と23番委員より欠席届が提出されていますので、出席委員は『農業委員11名、農地利用最適化推進委員13名』でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員の過半数の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議事録署名委員の指名

議長（1番）

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員は、

5番 森 通弘 委員

6番 牧野 菜那 委員 をお願いします。

議案の訂正

議長（1番）

審議に入ります前に送付議案書の訂正がありますので、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の訂正をお願いします。4ページをお開き下さい。議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号1番の現況地目を畑と記載しておりますが、正しくは宅地でありますので訂正をお願いします。続きまして、転用形態の欄に新規と記載がありますが、一部追認(始末書付)に訂正をお願いします。また、転用用途欄の駐車場に倉庫(平成10年頃)の追記と転用施設欄の駐車場に倉庫の追記をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりであります。

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（1番）

ただちに議案審議に入ります。

議長（1番）

まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。

今回の合意解約は4件でございます。内容といたしましては、賃借人の申し出、農地交換、耕作者変更が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議案第40号：農地法第3条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号1番から4番の4件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請は、受付番号1番から4番の所有権移転に関する4件であります。

事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第3条第2項各号の不許可の事由につきましては、

1号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況、労働力、技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合

3号) 今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること

4号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合

5号) 今回の申請農地を、転貸しようとする場合

6号) 周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合であります。

今回の許可申請受付番号1番から4番の4件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、7番委員より受付番号1番から2番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

7 番委員

議案第 40 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号 1 番と 2 番の所有権移転に関する 2 件でございます。この 2 件については、受人が同じで申請地も隣接していますので一括して報告いたします。渡人は規模拡大する受人の要望に応じ売買し、受人は申請地に飼料を作付けする計画です。受人世帯においては、毎年飼料を作付けしており、農業従事状況については、本人が 120 日、子供 3 人の従事もあるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は食用かんしょの作付けがありますが、飼料の作付けであるため農薬の使用はなく、地域で行われる獣害防止対策や農地の利用調整にも積極的に参加されるため何も問題ありません。以上、受付番号 1 番と 2 番の所有権移転の 2 件を調査しましたが、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

次に 3 番と 4 番の 2 件について、26 番委員より説明をお願いします。

26 番委員

議案第 40 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号 3 番と 4 番の所有権移転に関する 2 件でございます。まず、3 番につきましては、渡人は現在の耕作者である受人の要望により売買し、受人は申請地にカボチャや大根などの野菜を作付けされます。受人世帯においては、毎年季節野菜を作付けしており、農業従事状況については、本人が 300 日、妻も 300 日の農業従事がありますので、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は受人所有農地であり同じく野菜等が作付けされております。農薬の使用方法等については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。次に、4 番につきましては、渡人は市外在住で耕作できないため、申請地の隣接農地を所有する受人と売買し、受人は申請地に水稻を作付けする計画です。受人世帯においては、毎年水稻を作付けしており、農業従事状況については、本人が 200 日、長女夫婦ともに 200 日の農業従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は水稻地帯ですが、農薬の使用方法等については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。以上、受付番号 3 番と 4 番の所有権移転の 2 件を調査しましたが、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第 40 号、申請 4 件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
議案第40号、申請4件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第40号、申請4件は許可することに決定いたします。

議案第41号：農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議長（1番）

次に議案第41号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番と2番の2件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第41号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は、受付番号1番と2番の2件であります。

農地法第4条第6項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、

1号イ) 今回の許可申請農地が農用地域内にある農地である場合

1号ロ) 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合

2号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

3号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合

4号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

受付番号1番と2番の2件の申請地農地区分は、農用地域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第2種農地」に区分されますので、農地法第4条第6項第1号ロには該当しておりません。したがって、事務局により申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号1番と2番の2件につきましては、農地法第4条第6項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

議長（1番）

ただいまの説明に対しまして、13番委員より受付番号1番と2番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

13番委員

議案第41号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番と2番の2件でございます。まず、1番については、申請地は周囲の山林化に伴い耕作困難となったことから、申請地には昭和48年頃に杉を植林されており、今後も山林として管理していくため、始末書添付で申請されています。申請地図面の1ページから3ページをお開きください。申請地に隣接する農地はなく、雨水は自然浸透で問題ないため、土砂流失等の影響はないと思われます。次に、2番については、申請地は隣接する保養施設の運動施設（ゴルフ練習場及びバスケットボールコート）として昭和58年頃から利用していましたが、地目変更がされていなかったため、今回始末書添付で申請されたものです。申請地図面の4ページから7ページをお開きください。申請地に隣接する農地はなく、雨水はこれまで同様側溝へ排水するため、土砂流失等の影響はないと思われます。以上、受付番号1番と2番の2件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくをお願いします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第41号、申請2件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第41号、申請2件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第41号、申請2件は許可相当としますが、受付番号1番は事業面積の合計が30アールを超えますので、農地法第4条第4項の規定に基づき、宮崎県常設審議委員会へ意見聴取を行います。また受付番号2番は、意見を付して県へ副申いたします。

議案第42号：農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議長（1番）

次に議案第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番から9番の9件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、受付番号1番から9番の所有権移転に関する9件であります。

農地法第5条第2項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、

1号イ) 今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

1号ロ) 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合

2号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

3号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合

4号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

受付番号1番と2番の2件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であります。受付番号1番については、都市計画法第8条第1項第1号に規定されている「第2種中高層住居専用地域」に該当し、受付番号2番については、都市計画法第8条第1項第1号に規定されている「準工業地域」に該当する「第3種農地」に区分されますので、農地法第5条第2項第1号ロには該当しておりません。

続きまして、受付番号3番から9番の7件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第2種農地」に区分されますので、農地法第5条第2項第1号ロには該当しておりません。したがって、事務局により申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号1番から9番の9件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当していないため、許可要件を全て満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、3番委員より受付番号1番と7番と8番の3件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

3 番委員

議案第 4 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号 1 番と 7 番と 8 番の 3 件でございます。まず、1 番については、受人は自宅の駐車スペースが狭いため、自宅に隣接する申請地を駐車場として利用したく申請されたものです。申請地図面の 8 ページから 11 ページをお開きください。申請地の北側は宅地、西側は道路、南側は受人所有の宅地、東側は農地であります。申請地の周囲にはブロック塀が設置されており、雨水については西側の市道側溝へ排水する計画でありますので、転用することにより土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれはないと考えます。次に、7 番については、受人は申請地に隣接する宅地に移住する計画であります。申請地の倉庫も同時に購入するにあたり地目変更がされていないことが判明し、始末書添付で申請されたものです。申請地の周囲は宅地と山林で農地はなく、排水は西側側溝に流し雨水は自然浸透で問題ありません。次に、8 番については、7 番の受人移住にあたり、申請地は宅地への通路及び杉を植林し山林として管理していく計画です。また、通路部分については始末書添付の追認申請であります。申請地の周囲は宅地と山林で農地はなく、雨水については自然浸透で問題ないため、転用することにより土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれはないと考えます。以上、受付番号 1 番と 7 番と 8 番の 3 件について調査しましたが、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

次に 2 番について、5 番委員より説明をお願いします。

5 番委員

議案第 4 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号 2 番の 1 件でございます。2 番につきましては、受人は家族 5 人で借家住まいであります。子供の成長に伴い手狭になったことから、申請地に個人住宅を建築したく申請されたものです。申請地図面の 12 ページから 15 ページをお開き下さい。申請地の北側と南側は市道、西側と東側は宅地で農地はなく、西側と東側にはブロック塀を設置する計画です。また、雨水は溜桝を通して北側の道路側溝に流し、家庭用雑排水も合併浄化槽を通して道路側溝に排水するため問題なく、転用することにより土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれはないと考えます。以上、受付番号 2 番の 1 件について調査いたしました。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

次に 3 番から 6 番の 4 件について、24 番委員より説明をお願いします。

2 4 番委員

議案第 4 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号 3 番から 6 番の 4 件でございます。まず、3 番につきましては、申請地は令和 2 年頃より受人が資機材置場として利用しており、今回渡人より売買の依頼を受け名義変更の手続きをしていたところ、地目が農地であることが判明したため、始末書添付で申請されたものです。申請地図面の 1 6 ページから 1 9 ページをお開き下さい。申請地の周囲は道路や雑種地ではありますが、北側に隣接する農地の境界には木柵を設置し、雨水についても自然浸透で問題ないため、土砂流失等の影響はないと思われます。次に、4 番と 6 番の 2 件は受人が同じでありますので一括して報告します。この 2 件については、申請地は周囲の山林化に伴い耕作困難となったことから、杉を植林し山林として管理していくため申請されたものです。また、6 番の申請地には昭和 5 0 年頃に杉を植林しており、始末書添付で申請されています。申請地図面の 2 0 ページから 2 3 ページをお開きください。申請地に隣接する農地が一部ありますが、境界から 2 m 間隔をとり植林する計画であり、雨水は自然浸透で問題ないため、土砂流失等の影響はないと思われます。次に、5 番につきましては、申請地は周囲の山林化に伴い耕作困難となったことから一部植林に至っており、今後も山林として管理していくため始末書添付で申請されたものです。申請地図面の 2 4 ページから 2 9 ページをお開きください。申請地に隣接する農地が一部ありますが、境界から 2 m 間隔をとり植林する計画であり、雨水は自然浸透で問題ないため、土砂流失等の影響はないと思われます。以上、受付番号 3 番から 6 番の 4 件について調査いたしました、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（1 番）

次に 9 番は、私の報告案件でありますので、議長を会長代理に交代します。

（ 会長代理（2 番）へ議長交代 ）

議長（2 番）

会長より議長を交代します。

それでは受付番号 9 番について、1 番委員より調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

1 番委員

議案第 4 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の調査区域は受付番号 9 番の 1 件でございます。9 番につきましては、申請地は鳥獣被害が多く耕作困難であるため、受人が植林し今後は山林として管理するため申請されたものです。申請地図面の 3 4 ページから 3 6 ページをお開き下さい。申請地に隣接する農地については、先月山林への転用申請がなされた場所であり、一体的に受人が管理される計画です。雨水についても自然浸透で問題ないため土砂流失等の影響はないと思われます。以上、受付番号 9 番の 1 件について調査いたしました、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより議案第42号、申請9件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（2番）

ないようですのでお諮りいたします。
議案第42号、申請9件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（2番）

異議なしということですので、議案第42号、申請9件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。
会長へ議長を交代します。

（会長（1番）へ議長交代）

議案第43号：非農地証明願いについて

議長（1番）

会長代理より議長を交代します。

それでは議案第43号、非農地証明願いについて、受付番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第43号、非農地証明願いについては、受付番号1番の1件を説明します。

非農地証明願につきましても、登記簿上の地目が農地である土地について、農地法第2条第1項にあります、耕作の目的に供される農地の定義に該当しないために農地以外の地目に変更するための証明願となります。受付番号1番の1件につきましては、昭和51年7月5日施行「宮崎県証明書交付手続要領」にあります、非農地認定基準の「農地法施行（昭和27年10月21日）以前から農地以外の土地」に該当する申請となっております。申請書類上におきまして問題ないと思われまます。皆様のご審議をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、2番委員より受付番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員

議案第43号、非農地証明願いについて、私の担当区域は受付番号1番の1件でございます。申請図面の37ページから40ページをご覧ください。この1番の申請地には、昭和5年頃に住宅が建築され現在も宅地であり、農地法施行前の昭和27年10月21日以前から農地以外の土地であります。また、今後農地として復元して利用することが困難な土地でありました。以上、受付番号1番の1件について調査しましたが、非農地証明書の発行は妥当であると思われまます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより議案第43号、申請1件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
議案第43号、申請1件は非農地とすることに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第43号、申請1件は非農地とすることに決定し、証明書を発行いたします。

農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案

議長（1番）

次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前にあらかじめ市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。

事務局

農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に改正され、「農用地利用集積計画」が「農用地利用集積等促進計画」へ変更されましたが、農業経営基盤強化促進法附則（令和4年5月27日法律第56号）第5条各項

事務局

により、施行日から起算して2年を経過する日までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるため、令和5年12月分も引き続き農地利用集積計画の審議をお願いします。それでは令和5年12月分につきましては、串間市長より令和5年12月22日付で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。内容につきましては、議案第44号、所有権移転が2件、面積が1,569㎡、議案第45号、利用権設定が5件、面積が9,705㎡でございます。以上でございます。

議長（1番）

それではただいまから市の提案について審議に入ります。

議案第44号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議長（1番）

議案第44号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分ですが、14番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、退室をお願いします。

暫時休憩します。

（ 14番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号、受付番号1番と2番の2件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第44号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、受付番号1番と2番の2件について説明します。

「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項、第1号) 今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること

第2号イ) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

事務局

第2号ロ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること
であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号1番と2番の2件については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われま。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長 (1番)

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、15番委員より受付番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

15番委員

議案第44号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号1番の1件を報告します。1番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集約となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号1番の1件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 (1番)

次に2番について、18番委員より説明をお願いします。

18番委員

議案第44号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号2番の1件を報告します。2番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集約となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号2番の1件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 (1番)

説明はお聞きのとおりでございます。
これより議案第44号、申請2件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 (1番)

ないようですのでお諮りいたします。
議案第44号、申請2件を承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長（1番）

異議なしということですので、議案第44号、申請2件は承認し市へ通知いたします。
暫時休憩します。

（ 14番委員 入室 ）

議案第45号：農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

議長（1番）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に議案第45号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、
ありますが、7番と24番と27番委員に関する事案がありますので、退室をお願いします。
暫時休憩します。

（ 7番、24番、27番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第45号は、受付番号1番から5番の5件ありますが、3番を除く1番から5番の4件の審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第45号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分は受付
番号1番から5番の5件ありますが、先に3番を除く4件について説明します。

事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第44号で説明いたしました、「農用地利用集積計
画の承認の該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件をすべて満たし
ていると思われます。

また、受付番号2番と5番については所有者死亡により、相続人代表での申請となっております。渡人であ
る所有者が死亡している場合には、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号の規定により、所有権を
有する全ての者の同意が得られていることとなっております。ただし、契約期間が20年を超えない利用権設
定の場合には、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られていれば足りるとなっております。受付番
号2番と5番につきましては、契約期間が20年を超えておらず、所有権を有する者の2分の1を超える同意
が得られているため、該当要件を満たしていると思われます。皆様のご審議をお願いいたします。以上で
ございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、2番委員より受付番号1番と2番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

2番委員

議案第45号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は受付番号1番と2番の2件になります。この2件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に4番について、22番委員より説明をお願いします。

22番委員

議案第45号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は受付番号4番の1件になります。4番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に5番について、25番委員より説明をお願いします。

25番委員

議案第45号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は受付番号5番の1件になります。5番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第45号、受付番号3番を除く、1番から5番の4件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議長（1番）

議案第45号、受付番号3番を除く、1番から5番の4件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第45号、受付番号3番を除く、1番から5番の4件は承認し市へ通知します。

暫時休憩します。

（7番、24番、27番委員 入室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、受付番号3番の1件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第45号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、受付番号3番の1件について説明します。

事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第44号で説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件をすべて満たしていると思われまます。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、9番委員より受付番号3番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

9番委員

議案第45号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は受付番号3番の1件になります。3番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第45号、受付番号3番の1件について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 (1 番)

ないようですのでお諮りいたします。
議案第 4 5 号、受付番号 3 番の 1 件を承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 4 5 号、受付番号 3 番の 1 件は承認し市へ通知します。

議案第 4 6 号：農用地利用集積等促進計画の要請について (新規)

議長 (1 番)

次に議案第 4 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分ではありますが、3 番委員に関する議案がありますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により、退室をお願いします。
暫時休憩します。

(3 番委員 退室)

議長 (1 番)

休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第 4 6 号は、受付番号 1 番と 2 番の 2 件ではありますが、先に 1 番の 1 件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 4 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、受付番号 1 番の 1 件について説明します。

「農用地利用集積等促進計画の認可要件」につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項、

第 1 号) 農用地利用集積等促進計画の内容が、宮崎県の定める基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること

第 2 号イ) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

事務局

第2号口) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることであり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号1番の1件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしていると思われまます。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長 (1番)

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、8番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

8番委員

議案第46号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の受付番号1番の1件を報告します。この1件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 (1番)

説明はお聞きのとおりでございます。
これより議案第46号、受付番号1番の1件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 (1番)

ないようですのでお諮りいたします。
議案第46号、受付番号1番の1件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1番)

異議なしということでありますので、議案第46号、受付番号1番の1件は農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。
暫時休憩します。

(3番委員 入室)

議長（１番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは議案第４６号、受付番号２番の１件について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第４６号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、受付番号２番の１件について説明します。

事務局によります申請書類の審査において、先ほど説明いたしました、「農用地利用集積等促進計画の認可要件」であります農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、２番委員より受付番号２番の１件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

２番委員

議案第４６号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の受付番号２番の１件を報告します。この１件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、地域の担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第４６号、受付番号２番の１件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第４６号、受付番号２番の１件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第４６号、受付番号２番の１件は農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議案第４７号：農用地利用集積等促進計画の要請について（再配分）

議長（１番）

次に議案第４７号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、受付番号１番の１件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第４７号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、受付番号１番の１件について説明します。

事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第４６号で説明いたしました、「農用地利用集積等促進計画の認可要件」であります農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、２１番委員より受付番号１番の１件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

２１番委員

議案第４７号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、受付番号１番の１件を報告します。この１件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第４７号、受付番号１番の１件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。

議長（１番）

議案第４７号、受付番号１番の１件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第４７号、受付番号１番の１件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議長（１番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。
以上を持ちまして、第７回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和5年12月27日

1番 (会長) 原田 俊一

2番 (会長代理) 奥村 千扶子

議事録署名委員

5番 森 通弘

6番 牧野 菜那